松崎町災害ボランティアコーディネートの会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、松崎町災害ボランティアコーディネートの会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を静岡県賀茂郡松崎町宮内２７２－２松崎

町総合福祉センター内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この会は、町民の防災意識向上を図り、災害に強いまちづくりを実現

するため、防災に関する啓発事業・防災訓練等の事業・災害時ボランティ

ア本部運営訓練等の事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを

目的とする。

（活動の種類）

第４条　この会は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

（１）災害救援活動

（２）地域安全活動

（３）まちづくり推進を図る活動

（４）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は、活動に関する連絡、助言又

は援助活動

（事業）

第５条　この会は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）町内の災害ボランティア活動に関する提言、提案事業

（２）町内の災害ボランティアに関する情報提供事業

（３）こどもから大人までが災害ボランティアを知って活動できるための研修

及び教育事業

（４）会員のスキルアップのための事業

（５）その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この会は、次の２種とする。

（１）正会員　　　この会の目的に賛同して入会した個人

（２）賛助会員　　この会の目的に賛同して資金的援助を行う個人及び団体

（入会）

第７条　正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の入会については、特に

条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、この会が別に定める入会申込書によ

り、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めな

ければならない。

３　会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面

をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第８条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）除名されたとき。

（退会）

第９条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会する

ことができる。

（除名）

第10条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりそ

の会員を除名することができる。

（１）法令及びこの会則等に違反したとき。

（２）この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名

の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第11条　既に納入した拠出金品は返還しない。

第４章　役員

（役員の種別及び定数）

第12条　この会に、次の役員を置く。

（１）会長　　1名

（２）副会長　　2名

（役員の選任等）

第13条　会長及び副会長は、総会において選任し、会員の互選により定める。

（役員の職務）

第14条　会長はこの会を代表し、業務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長があらかじめ役員会の議決

を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長

が欠けたときはその職務を行う。

３　会長及び副会長は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に

基づき、この会の業務の執行を決定する。

（役員の任期等）

第15条　役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された

役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同

項の規定により会則で定められている任期の末日後最初の総会が終結するま

でその任期を延長することができる。

３　役員は、再任させることができる。

第5章　総会

（総会の種別）

第16条　この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第17条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第18条　総会は、この会の運営に関する次の事項を議決する。

（１）会則の変更

（２）解散

（３）合併

（４）事業計画

（５）事業報告

（６）役員の選任、職務及び報酬

（７）会員の除名

（８）その他この会の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第19条　通常総会は、毎年1回開催する。

２　臨時総会は、正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載

した書面により招集の請求があったとき、又は会長が必要と認めたときに開

催する。

（総会の招集）

第20条　総会は、会長が招集する。

２　臨時総会の開催について請求があったときは、その日から30日以内に臨時

総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書

面等により、少なくとも2週間前までに通知をしなければならない。

（総会の議長）

第21条　総会の議長は、会長が行う。

（総会の定足数）

第22条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが

できない

（総会の議決）

第23条　総会における議決事項は、第20条第3項の規定によりあらかじめ通

知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数

をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の表決権等）

第24条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知さ

れた事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代

理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決

に加わることができない。

（総会の議事録）

第25条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければ

　　　　ならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあ

っては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が【書面】により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）総会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　役員会

（役員会の構成）

第26条　役員会は、会長及び副会長2名をもって構成する。

（役員会の権能）

第27条　役員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）事業計画及び活動予算の変更

（２）事務局の組織及び運営

（３）総会に付議すべき事項

（４）資産の管理に関する事項

（５）総会の議決した事項の執行に関する事項

（６）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の開催）

第28条　役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）副会長2名から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求

があったとき。

（役員会の招集）

第29条　役員会は、会長が招集する。

２　会長は、第28条第2号の規定による請求があったときは、その日から15

日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した

書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第30条　役員会の議長は、会長が行う。

（役員会の議決）

第31条　役員会における議決事項は、第29条第3項の規定によりあらかじめ

通知した事項とする。

２　役員会の議事は、役員全員の承認をもって決定する。

（役員会の表決権等）

第32条　会長及び副会長の表決権は、平等なるものとする。

２　役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決

に加わることができない。

（役員会の議事録）

第33条　役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなけれ

ばならない。

（１）日時及び場所

（２）役員総数、出席者数及び出席者氏名

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

２　議事録には、会議に出席した全ての役員が署名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第34条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）流動資産

　　①現金預金

　　②未収金

（２）固定資産

　　①有形固定資産

　　②無形固定資産

　　③その他の資産

（３）その他の収入

（資産の管理）

第35条　本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定

める。

（資産の処分）

第36条　本会の資産で第34条に掲げるもののうち、別に総会において定める

　　　　ものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以

　　　　上の議決を要する。

（経費の支弁）

第37条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画）

第38条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度の最初の総会

の議決を経て定めなければならない。また、これを変更する場合も同

様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始し、予算が総会において議決されてい

ない場合には、会長は総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の

予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第39条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支決算書、財産目録

等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総

会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第40条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会則の変更）

第41条　この会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ

変更できない。

（解散）

第42条　本会は次の次項により解散する。

（１）破産

（２）総会の決議

（３）会員の欠亡

２　総会の議決により解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なけ

ればならない。

（残余財産の処分）

第43条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の

3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものと

する。

（備付け帳簿及び書類）

第44条　本会の主たる事務所には、次の次項に記載される帳簿及び書類を備え

ておかなければならない。

（１）会則

（２）会員名簿

（３）総会及び役員会の会議録

（４）事業計画書

（５）収支予算書

（６）事業報告書

（７）収支決算書

（８）財産目録等の資産の状況を示す書類

（委任）

第45条　この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に

定める。なお、日常軽微な事項及び緊急を要する事項については、会

長が定め、後日に総会に報告する。

附　　則

１　この会則は、平成３０年３月２９日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立初年度の会計年度は、設立総会の定めるところによる。